

団体信用生命保険介護保障特約(非幹事専用)条項

アクサ生命保険株式会社

団体信用生命保険介護保障特約（非幹事専用）条項

（この特約の趣旨）

この特約は、団体信用生命保険契約に付加し、信用供与機関である債権者または信用保証機関が、債務者および連帯保証人の公的介護保険制度に基づく所定の状態または当会社の定める要介護状態に際し支払われる介護保険金をもってその債務者および連帯保証人に対する賦払債権の回収を確実に行ない、また債務者および連帯保証人の賦払債務償還中の生計の安定を図ることを目的とするものです。

（特約の締結、被保険者および責任開始期）

第1条 この特約は、団体信用生命保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または主契約の契約応当日に、主契約に団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約（非幹事専用）（以下「高度障害保険金不担保特約」といいます。）が付加されている場合、保険契約者の申出によって、当会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。ただし、当会社との協議により、主契約の契約日の月ごとの応当日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）に主契約に付加して締結することができます。

- ② 主契約に適用される普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の被保険者に関する規定に定める要件を満たす者で、かつ、第3条（特約の被保険者資格）第1項の資格を有する者は、当会社が申込を承諾した場合に協議で定めるところによりこの特約の被保険者となります。
- ③ この特約についての当会社の責任開始期は、協議により定めます。これにより定まる責任開始の日を、以下「特約の責任開始日」といいます。

（特約が付加された保険契約の被保険団体）

第2条 この特約が付加された保険契約（以下「高度障害不担保・介護保険契約」といいます。）において、主約款に定める被保険団体とは、高度障害保険金不担保特約第2条（特約が付加された保険契約の被保険団体）第1項の規定にかかわらず、協議で定めるところにより、次の各号の集団から構成されるものとします。

1. 主契約、高度障害保険金不担保特約およびこの特約の被保険者の集団（この集団に属する被保険者にかかる保障を、以下「死亡・介護部分」といいます。）
 2. 主契約および高度障害保険金不担保特約の被保険者の集団（この集団に属する被保険者にかかる保障を、以下「死亡部分」といいます。）
 3. 主契約のみに加入した被保険者の集団（この集団に属する被保険者にかかる保障を、以下「死亡・高度障害部分」といいます。）
- ② この特約は死亡・介護部分について適用し、死亡部分および死亡・高度障害部分については、この特約に死亡部分および死亡・高度障害部分に関する定めがある場合を除き、主約款および高度障害保険金不担保特約に定めるところにより取り扱います。

(特約の被保険者資格)

第3条 この特約の被保険者になることができる者は、当社が定める要件を満たす者であることを要します。

- ② 被保険者が前項の資格を欠いた場合には、その日からこの特約の被保険者でなくなりま
- す。
- ③ 前項の場合、この特約のその被保険者に対する部分は第1項の資格を欠いた日をもって消滅します。なお、その被保険者が第1項の資格を欠いた日以後引き続き主契約および高度障害保険金不担保特約の被保険者であるときは、その被保険者については、主契約および高度障害保険金不担保特約の被保険者の集団に属する者として、以後主約款および高度障害保険金不担保特約に定めるところにより取り扱います。

(特約の被保険者の数)

第4条 この特約の被保険者の数は、当社の定める数以上であることを要します。

(高度障害不担保・介護保険契約の保険料の計算)

第5条 高度障害不担保・介護保険契約の保険料は、高度障害保険金不担保特約第5条(特約が付加された保険契約の保険料の計算)の規定にかかわらず、次の各号の保険料ごとに、主約款の保険料の計算に関する規定に基づき、それぞれ計算します。

1. 死亡・介護部分にかかる保険料(以下「死亡・介護保険料」といいます。)
2. 死亡部分にかかる保険料(以下「死亡保険料」といいます。)
3. 死亡・高度障害部分にかかる保険料(以下「死亡・高度障害保険料」といいます。)

(死亡・介護部分の特別保険料)

第6条 当社は、この特約の締結、復活、契約期間の延長の際または主契約の契約日の月ごとの応当日に、死亡・介護部分の支払事由発生率が特に高率であると認めた場合には、当社の定めるところにより特別保険料を徴収することがあります。この場合、前条の規定により計算される死亡・介護保険料に特別保険料を加えたものをもって、死亡・介護保険料とします。

(高度障害不担保・介護保険契約の保険料の払込)

第7条 保険契約者は、高度障害保険金不担保特約第6条(特約が付加された保険契約の保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、死亡・介護保険料、死亡保険料および死亡・高度障害保険料を一括して払い込むことを要します。ただし、当社との協議がある場合は、協議に定めるところにより払い込むことを要します。

- ② 高度障害保険金不担保特約第6条第2項の規定にかかわらず、死亡・介護保険料、死亡保険料および死亡・高度障害保険料がいずれも払い込まれた時に、主約款に定める保険料

の払込があったものとします。

- ③ 前2項に定めるほか、高度障害不担保・介護保険契約の保険料については、主約款の規定に基づき取り扱います。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第9条 当社は、この特約の復活の請求があった場合には、主契約および高度障害保険金不担保特約の復活を承諾したときに限り、主契約と同時に、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

- ② 主契約の復活請求の際に、保険契約者からの別段の申出がないときは、同時にこの特約の復活の請求があったものとみなします。

(介護保険金の支払)

第10条 当社は、この特約の被保険者が、協議により定めたその被保険者についてのこの特約の保障期間中に、次の各号のいずれかに該当したときは、所定の介護保険金を主契約の保険金受取人に支払います。

1. 公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態

その被保険者の特約の責任開始日(復活が行なわれた場合の特約については、最後の復活の際の責任開始の時。以下同じ。)以後の傷害または疾病を原因として、公的介護保険制度(別表1)による要介護認定を受け、要介護2以上(別表2)に該当していると認定されたこと

2. 当社の定める要介護状態

次の(1)および(2)をともに満たすことが、医師によって診断確定されたこと

(1) その被保険者の特約の責任開始日以後の傷害または疾病を原因として、要介護状態(別表3)に該当したこと

(2) その被保険者が、(1)の要介護状態(別表3)に該当した日からその日を含めて180日以上要介護状態が継続したこと

- ② 前項の規定により介護保険金が支払われた場合には、主契約およびこの特約のその被保険者に対する部分は、その被保険者が前項の支払事由に該当した時に消滅します。

- ③ 主約款の規定によりこの特約の被保険者について死亡保険金が支払われた場合には、その被保険者について以後当社は介護保険金を支払いません。また、この特約の規定によりこの特約の被保険者について介護保険金が支払われた場合には、その被保険者について以後当社は死亡保険金を支払いません。

(介護保険金の請求手続)

第11条 保険契約者は、前条に規定する介護保険金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに当会社に通知してください。

② 主契約の保険金受取人は、この特約の被保険者が介護保険金の支払事由に該当したことを知った日から2カ月以内に次の書類を提出して介護保険金を請求してください。ただし、正当な事由があれば、2カ月以内に提出できなくてもさしつかえありません。

1. 介護保険金支払請求書

2. 公的介護保険制度における保険者が、その被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類(公的介護保険制度に基づく所定の状態により介護保険金を請求する場合に限りです。)

3. 当会社の定めた様式による医師の診断書

4. その被保険者の住民票

③ 当会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(猶予期間中の保険事故)

第12条 保険料払込の猶予期間中に、この特約による介護保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、払込期日が到来している未払込保険料の総額がその猶予期間中に払い込まれたときに限り、介護保険金を支払います。

(介護保険金の支払の時期および場所)

第13条 主約款の保険金の支払の時期および場所に関する規定は、この特約による介護保険金の支払の場合に準用します。

(介護保険金を支払わない場合)

第14条 次の各号のいずれかにより介護保険金の支払事由に該当したときには、当会社は、介護保険金を支払いません。ただし、本条第5号の規定により支払事由に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、介護保険金を支払または介護保険金を削減して支払うことがあります。

1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

2. 主契約の保険金受取人の故意または重大な過失。ただし、その保険金受取人が介護保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の主契約の保険金受取人に支払います。

3. 被保険者の犯罪行為

4. 被保険者の薬物依存

5. 戦争その他の変乱

(告知義務)

第15条 保険契約者またはこの特約の被保険者は、この特約の締結またはこの特約の被保険者となる際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当社が所定の書面で告知を求めた事項について、当社にその書面で告知することを要します。

- ② 当社は、この特約の締結またはこの特約の被保険者となる際に必要と認めた場合には、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項について、当社の指定した医師によってこの特約の被保険者の診査を行なうことがあります。この場合には、その被保険者は、告知を求められた事項について、その医師に口頭で告知することを要します。
- ③ 当社は、この特約の締結またはこの特約の被保険者となる際に必要と認めた場合には、この特約の被保険者に対し支払事由の発生の可能性に関する重要な事項についての資料の提出を求めることがあります。

(告知義務違反による解除)

第16条 保険契約者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かってその告知を求めた事項の内容に応じてこの特約またはこの特約のその被保険者に対する部分を解除することができます。

- ② この特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かってこの特約のその被保険者に対する部分を解除することができます。
- ③ 介護保険金の支払事由が生じた後においても、当社は、前2項の規定によってこの特約またはこの特約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には、当社は、介護保険金を支払いません。また、すでに介護保険金を支払っているときには、当社は、その返還を請求できます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者または保険金受取人が、介護保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明した場合には、当社は、介護保険金を支払います。
- ⑤ 次の各号の場合には、当社は、第1項または第2項の解除をすることはできません。
 - 1. この特約の締結またはこの特約の被保険者となる際に、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - 2. 保険媒介者が、保険契約者またはこの特約のその被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき
 - 3. 保険媒介者が、保険契約者またはこの特約のその被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ⑥ 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者またはこの特約のその被保険者が前条の規定により当社が告知を求

めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

⑦ 本条の解除権は、次の各号の場合には消滅します。

1. 当社が解除の原因を知った時から1カ月以内に解除しなかったとき
2. この特約の締結日またはその被保険者の特約の責任開始日から起算して2年を超えて継続したとき。ただし、この特約の締結日またはその被保険者の特約の責任開始日から起算して2年以内に解除の原因となる事実により介護保険金の支払事由が生じているとき（特約の責任開始日前に原因が生じていたことにより、介護保険金が支払われない場合を含みます。）を除きます。

（重大事由による解除）

第17条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

（その他の解除）

第18条 この特約のその他の解除については、主約款のその他の解除に関する規定を準用します。

（特約からの被保険者の脱退）

第19条 この特約からの被保険者の脱退については、主約款の被保険者の脱退に関する規定を準用して取り扱います。

② 前項の規定により特約の被保険者でなくなった者については、第3条（特約の被保険者資格）第3項を準用します。

（特約の解約）

第20条 保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

（特約の消滅）

第21条 主契約または高度障害保険金不担保特約の全部または一部が消滅した場合には、この特約の全部またはその被保険者に対する部分は、同時に消滅します。

（返戻金）

第22条 この特約の全部または一部が消滅した場合には、払い戻すべき金額はありません。

（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

第23条 当社は、この特約の支払事由にかかわる法令等の改正による公的介護保険制度等の改正があり、その改正がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁

の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。

- ② 当社は、前項の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「特約条項変更日」といいます。）から将来に向って支払事由を変更します。
- ③ 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、特約条項変更日の2カ月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2カ月前までに通知できない場合には、特約条項変更日前に通知します。

（協議内容の決定および変更）

第24条 次の各号の事項については、この特約の締結の際、保険契約者と当社とが協議のうえ定めます。

1. 介護保険金の支払方法等に関する事項
 2. 主契約の協議内容に準じる事項
 3. その他必要な事項
- ② 前項の規定によって定められた事項については、この特約の締結後においても保険契約者と当社とが協議のうえ、当社の定めた範囲内で変更することができます。
 - ③ 本条の規定によって定められた事項は、特約内容の一部となるものとします。

（特約の契約期間）

第25条 特約の契約期間は、特約を締結した直後に到来する主契約の契約応当日の前日までの期間をいい、以後、特約の契約期間満了日の翌日にこの特約の被保険者の数が当社の定める数を下回らないときは、特約の契約期間をその契約期間満了日の翌日から1年延長します。

- ② 当社は、特約の契約期間満了日の翌日に、死亡・介護部分にかかる平均保険料率を再計算します。
- ③ 前項の平均保険料率には、特約の契約期間満了日の翌日における保険料率を用います。
- ④ 保険契約者は、特約の契約期間満了日までに特約の契約期間を延長しない旨を当社に通知することにより、この特約の契約期間を満了とすることができます。

（主約款の規定の準用）

第26条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

（主約款に定める連生被保険者に関する特則）

第27条 この特約を主約款に定める連生被保険者に適用する場合には、次の各号の規定により取り扱います。

1. 同一債務に対して連帯して債務を負う連生被保険者のすべてがこの特約の被保険者となることを要します。
2. 同一債務に対して連帯して債務を負う連生被保険者のうちいずれか1人が第10条

(介護保険金の支払)に定める支払事由に該当したときに介護保険金の支払事由が生じるものとし、連生被保険者について支払われる介護保険金は、介護保険金の支払事由が生じた時点での未償還債務残高相当額を上限とします。

3. 連生被保険者のうちいずれかの被保険者の故意、重大な過失、犯罪行為または薬物依存により、他の被保険者の介護保険金の支払事由が生じた場合には、当社は介護保険金を支払いません。

<備考>

1. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

<別表1>

公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

<別表2>

要介護2以上

「要介護2以上」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

<別表 3 >

要介護状態

対象となる要介護状態は、次のとおりとします。

要介護状態	次のいずれかに該当したとき ① 常時寝たきり状態で、下表の（ア）に該当し、かつ、下表の（イ）～（オ）のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 ② 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態
-------	---

（ア）ベッド周辺の歩行が自分ではできない。 （イ）衣服の着脱が自分ではできない。 （ウ）入浴が自分ではできない。 （エ）食物の摂取が自分ではできない。 （オ）大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

<備考>

1. 器質性認知症

（1）「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

（2）前（1）の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 0 0
血管性認知症	F 0 1
他に分類されるその他の疾患の認知症	F 0 2
詳細不明の認知症	F 0 3

2003年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または障害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することができる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- | |
|---|
| <p>① 時間の見当識障害：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。</p> <p>② 場所の見当識障害：今住んでいる自分の家、または今いる場所の認識ができない。</p> <p>③ 人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない。</p> |
|---|

